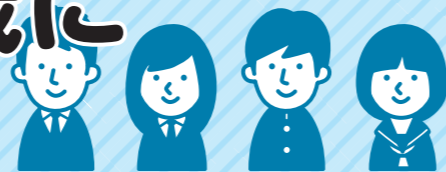


2022年4月から

成年年齢が18歳に引き下げられます！



日本での成年年齢は民法で20歳と定められています。この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から成人になります。成年に達すると、できるようになることは増えていますが、その一方でこれまで通り20歳にならないとできないこともあります。成年の定義が見直されることで何が変わるのか確認してみましょう。

成年年齢が引き下げられることによる注意点

◆ 事例

18歳のAさんは、動画投稿サイトで「初回送料のみ500円」と書かれた広告を見て、除毛クリームを注文した。商品が届き、同封されていた書類を確認すると5回分の受け取りが条件の定期購入だったことがわかった。契約を解約したい。

2022年3月31日まで

Aさんは未成年であるため、未成年者取消権を行使して契約を解約することができる。

2022年4月1日から

Aさんは成年であるため、未成年者取消権を行使して契約を解約することができない。



18歳(成年)になったらできること

(例)

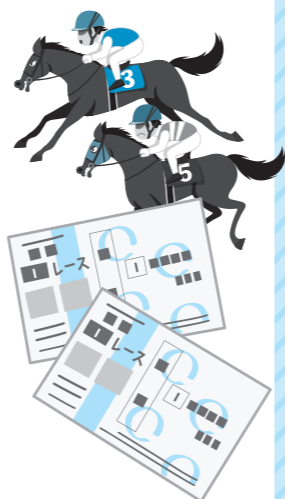
- ◆親の同意なしに契約ができる
 - ・携帯電話の契約
 - ・クレジットカードの作成
 - ・一人暮らしの部屋を借りる
- ◆医師免許や司法書士などの国家資格をとる



20歳にならないとできないこと

(例)

- ◆飲酒をすること
- ◆喫煙をすること
- ◆養子を迎えること
- ◆競馬や競輪などの公営ギャンブル



ここに注意！



成年年齢が引き下げられることにより、18歳、19歳の方も未成年者取消権を行使することができなくなるため注意が必要です。

解約するためには、契約相手と、解約について合意を得る必要があります。



◆ アドバイス

- ・契約をする前に、契約内容をよく確認しましょう。
- ・お金は計画的に使用し、自分の目的や条件に合ったものを選びましょう。
- ・困ったときは、最寄りの消費生活センターなどの相談窓口へ相談しましょう。